

芦別市国民保護計画変更箇所 新旧対照表

区 分	変 更 後	変更前 (頁・行)												
目次 第1編	<p>目 次</p> <p>第1編</p> <p>第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等</p> <p>第2章 国民保護措置に関する基本方針</p> <p>第3章 基本用語の説明</p> <p>第4章 関係機関の事務又は業務の大綱等</p> <p>第5章 市の地理的、社会的特徴</p> <p>第6章 市国民保護計画が対象とする事態</p> <p>第3章 基本用語の説明</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;"> <p>市国民保護計画で使用する主な用語の意義について定める。</p> </div> <p>この計画における主な用語は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">用 語</th> <th>意 義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>武力攻撃</td> <td>我が国に対する外部からの武力攻撃をいう。</td> </tr> <tr> <td>武力攻撃事態</td> <td>武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう。</td> </tr> <tr> <td>武力攻撃予測事態</td> <td>武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいう。</td> </tr> <tr> <td>武力攻撃事態等</td> <td>武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。</td> </tr> <tr> <td>武力攻撃災害</td> <td>武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害をいう。</td> </tr> </tbody> </table>	用 語	意 義	武力攻撃	我が国に対する外部からの武力攻撃をいう。	武力攻撃事態	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう。	武力攻撃予測事態	武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいう。	武力攻撃事態等	武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。	武力攻撃災害	武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害をいう。	<p>(目次1頁・1行)</p> <p>目 次</p> <p>第1編</p> <p>第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等</p> <p>第2章 国民保護措置に関する基本方針</p> <p>第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等</p> <p>第4章 市の地理的、社会的特徴</p> <p>第5章 市国民保護計画が対象とする事態</p>
用 語	意 義													
武力攻撃	我が国に対する外部からの武力攻撃をいう。													
武力攻撃事態	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう。													
武力攻撃予測事態	武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいう。													
武力攻撃事態等	武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。													
武力攻撃災害	武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害をいう。													

緊急処理事態	武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態（後日対処基本方針において武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。）で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。
事態認定	武力攻撃事態であること、武力攻撃予測事態であること又は緊急処理事態であることを政府が認定することをいう。
国民保護措置	国民保護法における「国民の保護のための措置」をいい、具体的には、武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において、その影響が最小となるようにするための措置をいう。（例：住民の避難、避難住民等の救援、武力攻撃災害への対処に関する措置等）
国の対策本部	事態対処法に基づき対処基本方針を定められたときに、内閣に設置する事態対策本部をいう。
国の対策本部長	事態対処法に基づく国の対策本部の長をいい、内閣総理大臣（内閣総理大臣に事故があるときは、そのあらかじめ指名する国務大臣）をもって充てる。
基本指針	国民保護法における「国民の保護に関する基本指針」をいい、政府が武力攻撃事態等に備えて、国民の保護のための措置に関してあらかじめ定める基本的な指針のことをいう。指定行政機関及び都道府県が定める国民保護計画並びに指定公共機関が定める業務計画の基本となる。
国民保護計画	指定行政機関、都道府県及び市町村が、それぞれ実施する国民保護措置の内容及び実施方法などに関して政府の定める基本指針に基づき定める「国民の保護に関する計画」をいう。
国民保護協議会	都道府県又は市町村における国民の保護のための措置に関する重要事項を審議するとともに、国民保護計画を作成するための諮問機関となる協議会をいう。

地方公共団体	普通地方公共団体である都道府県及び市町村と特別地方公共団体である特別区、地方公共団体の組合をいう。
指定公共機関	事態対処法及び事態対処法施行令で定める公共的機関（日本銀行、日本赤十字社など）又は電気、ガス、輸送、通信などの公益的事業を営む法人をいう。
指定地方公共機関	道の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人等で、国民保護法の定めによりあらかじめ当該法人の意見を聞いて知事が指定するものをいう。
国民保護業務計画	指定公共機関及び指定地方公共機関が、それぞれ実施する国民保護措置の内容及び実施方法などに関して定める「国民保護に関する業務計画」をいう。
道対策本部	国民保護法に基づき、道が設置する都道府県国民保護対策本部をいい、政府が閣議決定し該当する都道府県を指定する。
道対策本部長	道対策本部の長をいい、国民保護法に基づき、知事を持って充てる。
市対策本部	国民保護法に基づき、市が設置する市町村国民保護対策本部をいい、政府が閣議決定し該当する市町村を指定する。
市対策本部長	市対策本部の長をいい、国民保護法に基づき、市長をもって充てる。
NBC攻撃	核兵器（Nuclear weapons）、生物兵器（Biological weapons）又は化学兵器（Chemical weapons）による攻撃をいう。
ダーティーボム	放射性物質を散布することにより、放射能汚染を引き起こすことを意図した爆弾をいう。
生活関連等施設	国民生活に関連を有する施設で、発電所、浄水施設などその安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼす恐れがあると認められるもの、又は、危険物質等を貯蔵しているなどその安全を確保しなければ周辺の地域に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる施設をいう。

自主防災組織	災害の発生・拡大（特に大規模災害時）による被害を防止し、軽減するために地域住民が連帯し、協力し合って「自らのまちは自ら守る」という住民の隣保共同の精神により、効果的な防災活動を実施することを目的として結成された自発的な防災組織をいう。
--------	---

第4章 関係機関の事務又は業務の大綱等

第5章 市の地理的、社会的特徴

地勢は、おおむね山岳丘陵が多く東西24.96Km、南北48.65Kmで、面積は865.04km²であるが、その88%を森林が占め、南の芦別岳（標高1,727m）、北のイルムケップ岳（標高864m）などの山々に囲まれている。

市の中心部を南東から北西に流れる空知川及び南北からこれに注ぐ野花南川、芦別川、パンケ幌内川沿いに発達した平地、台地部に農耕地と市街地が形成されている。南川、芦別川、パンケ幌内川沿いに発達した平地、台地部に農耕地と市街地が形成されている。

気候の概要は、過去20年間の平均気温が7.5℃で比較的温暖であるが、最高気温は36.4℃(平成12年8月)、最低気温は-23.8℃(平成29年1月)を記録しており、寒暖の差が大きい。

年間降水量の平均値は、1,127mmであるが、7月から9月を中心に最大日降水量が50mm以上の大雨を観測する年も多い。

積雪期間は、11月から4月までで、最深積雪の平均は87cm程度であり、最大積雪量は115cm(平成11年3月)、平均年間降雪量は686cmである。

(4頁・1行)

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

(6頁・1行)

第4章 市の地理的、社会的特徴

(6頁・9行)

地勢は、おおむね山岳丘陵が多く東西24.96Km、南北48.65Kmで、面積は865.03km²であるが、その88%を森林が占め、南の芦別岳（標高1,727m）、北のイルムケップ岳（標高864m）などの山々に囲まれている。

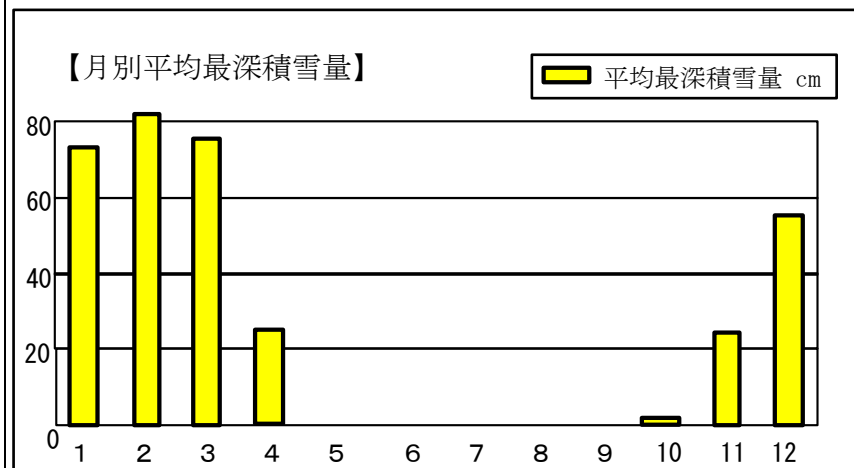
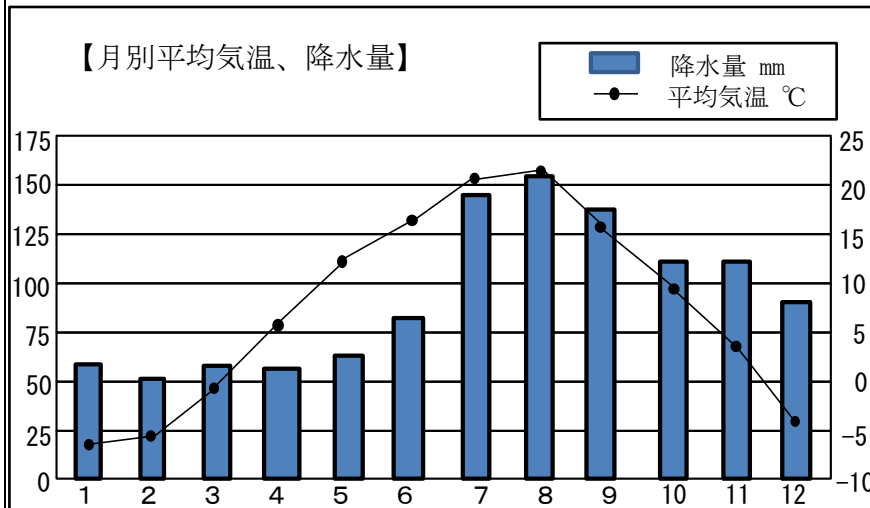
市の中心部を南東から北西に流れる空知川及び南北からこれに注ぐ野花南川、芦別川、パンケ幌内川沿いに発達した平地、台地部に農耕地と市街地が形成されている。南川、芦別川、パンケ幌内川沿いに発達した平地、台地部に農耕地と市街地が形成されている。

(6頁・16行)

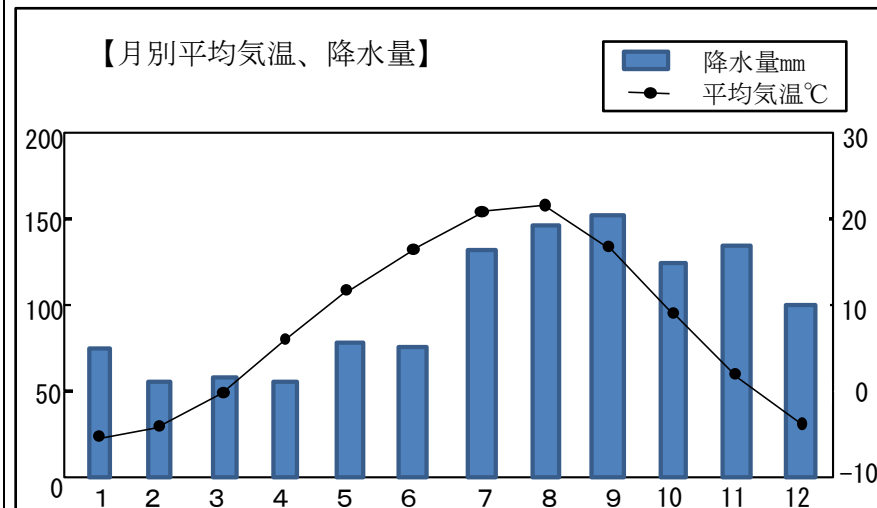
気候の概要は、過去20年間の平均気温が7.3℃で比較的温暖であるが、最高気温は36.4℃(平成12年8月)、最低気温は-25.7℃(平成10年2月)を記録しており、寒暖の差が大きい。

年間降水量の平均値は、1,128mmであるが、8月を中心に最大日降水量が50mm以上の大雨を観測する年も多い。

積雪期間は、11月から4月までで、最深積雪の平均は109cm程度である。



(6頁・図)



本市の人口は昭和34年(75,309人)をピークに減少を続け、平成16年には2万人を割っている。

平成31年3月末現在の人口をみると、65歳以上の高齢者の割合は45%を超え、また、本町地区(市街地含む。)及び上芦別町に全体人口の85%以上が集中している一方で、広範囲にわたり点在して居住している状況である。1世帯当たりの世帯人員数は、約1.8人である。

【年齢別人口】(平成31年3月末現在)

項目	男	女	合計	割合
15歳未満	456	449	905	6.7
15歳以上65歳未満	3,127	3,172	6,299	47.0
65歳以上	2,516	3,693	6,209	46.3
計(割合)	6,099	7,314	13,413	100

【年齢別人口】(平成31年3月末現在)

項目	人口				世帯数
	男	女	合計	割合	
町名					
本町地区(市街地含む。)	3,759	4,617	8,376	62.4	4,680
上芦別町	1,447	1,688	3,135	23.4	1,763
野花南町	186	190	376	2.8	194
常磐町	149	176	325	2.4	154
旭町	149	172	321	2.4	194
西芦別町	131	152	283	2.1	187
新城町	99	121	220	1.6	110
頼城町	70	77	147	1.1	93
黄金町	37	44	81	0.6	42
福住町	23	27	50	0.4	23
東頼城町	18	17	35	0.3	21
川岸	12	11	23	0.2	12
緑泉町	4	7	11	0.1	8

(7頁・2行)

本市の人口は昭和34年(75,309人)をピークに減少を続け、平成16年には2万人を割っている。

平成24年4月末現在の人口をみると、65歳以上の高齢者の割合は30%を大きく超えている。また、本町地区及び上芦別地区に全体人口の8割以上が集中している。

(7頁・図)

【地区別、年齢構成別人口】(平成24年4月末現在)

年齢	地区				計(割合)
	本町地区	上芦別地区	常磐地区	西芦別地区	
15歳未満	927	312	62	36	1,814(9.6)
15歳以上65歳未満	5,568	2,272	426	424	8,690(52.9)
65歳以上	3,755	1,790	389	470	6,404(39.0)
計(割合)	10,250(62.4)	4,374(26.6)	877(5.3)	930(5.7)	16,431(100)

旭町油谷	3	5	8	0.1	6
芦別	3	4	7	0.1	4
泉	2	3	5	0.04	3
中の丘町	4	1	5	0.04	4
豊岡町	2	1	3	0.02	2
高根町	1	1	2	0.01	2
合 計	6,099	7,314	13,413	100.0	7,502

第6章 市国民保護計画が対象とする事態

(1) 着上陸侵攻

① 特徴

ア 一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期に及ぶことが予想される。また、敵国による船舶、戦闘機の集結の状況、我が国へ侵攻する船舶等の方向等を勘案して、武力攻撃予想事態において住民の避難を行うことも想定される。

イ 船舶により上陸を行う場合は、上陸用の小型船舶等が接岸容易な地形を有する沿岸部が当初の侵攻目標となりやすいと考えられる。

ウ 航空機により侵攻部隊を投入する場合には、大型の輸送機が離着陸可能な空港が存在する地域が目標となる可能性が高く、当該空港が上陸用の小型船舶等の接岸容易な地域と近接している場合には、特に目標となりやすいと考えられる。

エ 主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、石油コンビナートなど、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生が想定される。

② 留意点

事前の準備が可能であり、戦闘が予想される地域から先行して避難させるとともに、広域避難が必要となる。広範囲にわたる武力攻撃災害が想定され、武力攻撃が終結した後の復旧が重要な課題となる。

(8頁・1行)

第5章 市国民保護計画が対象とする事態

(8頁・8行)

① 着上陸侵攻

(2) ゲリラや特殊部隊による攻撃

① 特徴

ア 警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、敵もその行動を秘匿するためあらゆる手段を使用することが想定されることから、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生ずることも考えられる。そのため、都市部の政治経済の中核、鉄道、橋りよ

う

ダム、原子力事業所などに対する注意が必要である。

イ 少人数のグループにより行われるため使用可能な武器も限定されることから、主な被害は施設の破壊等が考えられる。

したがって被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生も想定され、たとえば原子力事業所が攻撃された場合には被害の範囲が拡大するおそれがある。またダーティーボムが使用される場合がある。

② 留意点

ゲリラや特殊部隊の危害が住民に及ぶ恐れがある地域においては、市（消防機関を含む。）は道、道警察及び自衛隊と連携し、武力攻撃の態様に応じて、攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後、関係機関が安全の措置を講じつつ適当な避難地に移動させる等適切な対応を行う。事態の状況により、知事の緊急通報の発令、市長又は知事の退避の指示又は警戒区域の設定など、適宜に応じた措置を行うことが必要である。

(3) 弾道ミサイル攻撃

① 特徴

ア 発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。さらに、極めて短時間で我が国に着弾することが予想され、弾頭の種類（通常弾

(8頁・9行)

② ゲリラや特殊部隊による攻撃

(8頁・10行)

③ 弾道ミサイル攻撃

頭又はNBC弾頭)を着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。

イ 通常弾頭の場合には、NBC弾頭の場合と比較して、被害は局限され、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。

② 留意点

弾道ミサイルは発射後短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達と適切な対応によって被害を局限化することが重要であり、屋内への避難や消火活動が中心となる。

(4) 航空攻撃

① 特徴

ア 弾道ミサイル攻撃の場合に比べ、その兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また、攻撃目標を特定することが困難である。

イ 航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、その威力を最大限に発揮することを敵国が意図すれば、都市部が主要な目標となることも想定される。また、ライフラインのインフラ施設が目標となることもあり得る。

ウ なお、航空攻撃は、その意図が達成されるまで繰り返し行われることも考えられる。

エ 通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。

② 留意点

攻撃目標を早期に判定することは困難であることから、攻撃の目標地を限定せずに屋内への避難等の避難措置を広範囲に指示する必要がある。その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる生活関連等施設に対する攻撃のおそれがある場合は、被害が拡大するおそれがあるため、特に当該生活関連等施設の安全確保、武力攻撃災害の発生・拡大の防止等の措置を実施する必要がある。

(8頁・11行)

④ 航空攻撃

※ 特殊な対応が必要となるNBC攻撃（核兵器等又は生物兵器若しくは化学剤を用いた兵器による攻撃をいう。以下同じ。）の特徴については、国の基本指針に記述。

(1) 攻撃対象施設等による分類

① 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

ア 事態例

(ア) 原子力事業所等の破壊

(イ) 石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等の爆破

(ウ) 危険物積載船への攻撃

(エ) ダムの破壊

イ 被害の概要

(ア) 原子力事業所等が攻撃を受けた場合の主な被害

大量の放射性物質等が放出され、周辺住民が被曝する。

汚染された飲食物を摂取した住民が被ばくする

(イ) 石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設が攻撃を受けた場合の主な被害

爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生じる。

(ウ) 危険物積載船が攻撃を受けた場合の主な被害

危険物の拡散による沿岸住民への被害が発生するとともに、港湾及び航路の閉塞、海洋資源の汚染等社会経済活動に支障が生じる。

(エ) ダムが破壊された場合の主な被害

ダムが破壊された場合には、下流に及びず被害は多大なものとなる。

(8頁・12行)

※ これらの4類型の特徴及び特殊な対応が必要となるNBC攻撃（核兵器等又は生物兵器若しくは化学剤を用いた兵器による攻撃をいう。以下同じ。）の特徴については、国の基本指針に記述。

(8頁・19行)

(1) 攻撃対象施設等による分類

① 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

原子力事業者等の破壊、石油コンビナート・可燃性ガス貯蔵施設等の爆破、危険物積載船への攻撃、ダムの破壊

② 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

ア 事態例

(ア) 大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破

(イ) 列車等の爆破

イ 被害の概要

大規模集客施設、ターミナル駅等で爆破が行われた場合、爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害が多大なものとなる。

(2) 攻撃手段による分類

① 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

ア 事態例

(ア) ダーティボム等の爆発による放射能の拡散

(イ) 炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布

(ウ) 市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布

(エ) 水源地に対する毒素等の混入

イ 被害の概要

(ア) 放射性物質等

ダーティボムの爆発による被害は、爆弾の破片及び飛び散った物体による被害並びに熱及び炎による被害である。ダーティボムの放射線によって正常な細胞機能がかく乱されると、後年、ガンを発症することもある。

小型核爆弾による被害は、当初は主に核爆発に伴う熱線による熱傷、その後は放射性降下物や中性子誘導放射線による放射線障害等である。

(イ) 生物剤（毒素を含む。）による攻撃

生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには、既に被害が拡大している可能性がある。

(8頁・23行)

② 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

大規模集客施設・ターミナル駅等の爆破、列車等の爆破

(8頁・25行)

(2) 攻撃手段による分類

① 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

ダーティボム等の爆発による放射能の拡散、炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布、市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布、水源地に対する毒素等の混入

毒素の特徴については、化学剤の特徴と類似している。

(ウ) 化学剤による攻撃

一般に化学剤は、地形、気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をほううように広がる。また、特有のにおいがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類によって異なる。

② 破壊の手段としての交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

ア 事態例

(イ) 航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ

(ロ) 弾道ミサイル等の飛来

イ 被害の概要

主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさが変わる。

攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害も予想される。

爆発、火災等の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。

経済建設部	<ul style="list-style-type: none"> ・農業関係団体との連絡調整に関する事 ・商工労働団体との連絡調整に関する事 ・所管施設の情報収集及び整理に関する事 ・生活関連物資の安定供給に関する事 ・建設関係団体との連絡調整に関する事 ・飲料水の確保に関する事 など
会計課	<ul style="list-style-type: none"> ・国民保護に関する金銭の出納及び保管に関する事 など
市立病院	<ul style="list-style-type: none"> ・医療、医薬品等の供給体制の整備に関する事 など

(8頁・31行)

② 破壊の手段としての交通機関を用いた攻撃等が行われる事態
航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ、弾道ミサイル等の飛来

※ 上記の事態例の特徴等については、国の基本指針に記述。

(10頁・図)

経済建設部	<ul style="list-style-type: none"> ・農業関係団体との連絡調整に関する事 ・商工労働団体との連絡調整に関する事 ・所管施設の情報収集及び整理に関する事 ・生活関連物資の安定供給に関する事 ・建設関係団体との連絡調整に関する事 ・飲料水の確保に関する事 など
会計課	<ul style="list-style-type: none"> ・国民保護に関する金銭の出納及び保管に関する事 など
市立病院	<ul style="list-style-type: none"> ・医療、医薬品等の供給体制の整備に関する事 など

滝川地区広域消防事務組合 芦別消防署 (以下、「芦別消防署」という。)	・住民の避難誘導等に関すること ・武力攻撃災害への対処に関すること (救急・救助を含む。) など
教育委員会	・公立学校等への警報の伝達体制に関すること ・児童・生徒の安全指導に関すること ・文教施設等の保全に関すること ・文化財の保護に関すること など
議会事務局	・他の部署(主として総務部)の協力に関すること
選挙管理委員会事務局	
農業委員会事務局	
監査委員事務局	

消防本部 消防署	・住民の避難誘導等に関すること ・武力攻撃災害への対処に関すること (救急・救助を含む。) など
教育委員会	・公立学校等への警報の伝達体制に関すること ・児童・生徒の安全指導に関すること ・文教施設等の保全に関すること ・文化財の保護に関すること など
議会事務局	・他の部署(主として総務部)の協力に関すること
選挙管理委員会事務局	
農業委員会事務局	
監査委員事務局	

【対策本部長、市対策副本部長及び市対策本部員の代替職員】

名 称	代替職員(第1順位)	代替職員(第3順位)
本部長(市長)	副市長	総務部長
副本部長(副市長)	総務部長	
本部員(教育長)	学務課長	
〃(総務部長)	総務課長	
〃(市民福祉部長)	市民課長	
〃(経済建設部長)	商工観光課長	
〃 (滝川地区広域消防事務組合芦別消防署長) (以下、「芦別消防署長」という。)	滝川地区広域消防事務組合芦別消防署副署長	
〃(市立病院事務部長)	市立病院事務課長	
〃(議会事務局長)	総務議事係長	

(12頁・図)

【対策本部長、市対策副本部長及び市対策本部員の代替職員】

名 称	代替職員(第1順位)	代替職員(第3順位)
本部長(市長)	副市長	総務部長
副本部長(副市長)	総務部長	
本部員(教育長)	学務課長	
〃(総務部長)	総務課長	
〃(市民福祉部長)	市民課長	
〃(経済建設部長)	商工観光課長	
〃(消防長)	消防本部長次長	
〃(市立病院事務長)	市立病院総務係長	
〃(議会事務局長)	総務議事係長	

(1) 芦別消防署における体制

芦別消防署は、市における参集基準等と同様に、芦別消防署における初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定める。その際、市は、芦別消防署における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における芦別消防署との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備する。

(2) 消防団の充実・活性化の推進等

市は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、道と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、市は、道と連携し、消防団員に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

さらに、市は、芦別消防署における参集基準等を参考に、消防団員の参集基準を定める。

(1) 近隣市町との連携

市は、近隣市町の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近隣市町相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、「災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」等に基づき、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近隣市町相互間の連携を図る。

(12頁・29行)

(1) 消防本部及び消防署における体制

消防本部及び消防署は、市における参集基準等と同様に、消防本部、消防署における初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定める。その際、市は、消防本部及び消防署における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における消防本部及び消防署との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備する。

(13頁・1行)

(2) 消防団の充実・活性化の推進等

市は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、道と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、市は、道と連携し、消防団員に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

さらに、市は、消防本部及び消防署における参集基準等を参考に、消防団員の参集基準を定める。

(15頁・6行)

(1) 近隣市町との連携

市は、近隣市町の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近隣市町相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、「災害時等における北海道及び市町村相互の応援協定に関する協定」等に基づき、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近隣市町相互間の連携を図る。

(1) 非常通信体制の整備

市は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された北海道地方非常通信協議会との連携に十分配慮する。

施設・設備面	<ul style="list-style-type: none"> ・非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> ・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> ・無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> ・被災現場の状況をヘリコプターテレビ電送システム等により収集し、道対策本部等に伝送する画像伝送無線システムの構築に努める。
	<ul style="list-style-type: none"> ・武力攻撃災害等において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。
	<ul style="list-style-type: none"> ・夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> ・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した医療機関との実践的通信訓練の実施を図る。

(17頁・5行)

(1) 非常通信体制の整備

市は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携に十分配慮する。

(18頁・図)

施設・設備面	<ul style="list-style-type: none"> ・非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> ・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> ・無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> ・被災現場の状況をヘリコプターテレビ電送システム等により収集し、道対策本部等に伝送する画像伝送無線システムの構築に努める。
	<ul style="list-style-type: none"> ・武力攻撃災害等において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。
	<ul style="list-style-type: none"> ・夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> ・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した医療機関との実践的通信訓練の実施を図る。

運用面

- ・通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。
- ・無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。
- ・電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。
- ・担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、担当職員が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。
- ・国民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等と活用するとともに、高齢者、障がい者、外国人その他の情報に伝達に際し援護を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。

(2) 情報伝達体制の整備

市は、防災行政無線、登録制メール、広報車、消防団及び自主防災組織や自治会等の地域コミュニティーを通じた伝達、放送事業者との協力、コンピュータやデータ通信の活用等による情報伝達システムの構築に努め、住民に対する情報伝達体制の整備を図る。更に緊急情報ネットワークシステム（E m - n e t）、全国瞬時警報システム（J - A L E R T）、消防救急無線、防災行政無線等を中心に、総合行政ネットワーク（L G W A N）等の公共ネットワークの情報通信手段を運用・管理・整備する。

運用面

- ・通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。
- ・無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。
- ・電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。
- ・担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、職員担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。
- ・国民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等と活用するとともに、高齢者、障がい者、外国人その他の情報に伝達に際し援護を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。

(19頁・2行)

(2) 防災行政無線の整備

市は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線の整備に努めるなど通信体制の充実に努める。

(1) 安否情報の種類、収集及び報告の様式

市は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報（以下参照）に関して、原則として、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（平成17年総務省令第44号。以下「安否情報省令」という。）第1条に規程する様式第1号及び第2号の安否情報報告書の様式により収集し、安否情報システムを用いて道に報告する。

【収集・報告すべき情報】

- | |
|---|
| 1 避難住民・負傷住民 |
| ① 氏名 |
| ② フリガナ |
| ③ 出生の年月日 |
| ④ 男女の別 |
| ⑤ 住所（郵便番号を含む。） |
| ⑥ 国籍 |
| ⑦ ①～⑥のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。） |
| ⑧ 負傷（疾病）の該当 |
| ⑨ 負傷又は疾病の状況 |
| ⑩ 現在の居所 |
| ⑪ 連絡先その他必要情報 |
| ⑫ 親族・同居者への回答の希望 |
| ⑬ 知人への回答の希望 |
| ⑭ 親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表の同意 |
| 2 死亡住民 |
| （上記①～⑦に加えて） |
| ⑮ 死亡の日時、場所及び状況 |
| ⑯ 遺体が安置されている場所 |
| ⑰ 連絡先その他必要情報 |

(19頁・23行)

(1) 安否情報の種類、収集及び報告の様式

市は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報（以下参照）に関して、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（平成17年総務省令第44号。以下「安否情報省令」という。）第1条に規定する様式第1号及び第2号により収集を行い、第2条に規定する様式第5号の安否情報報告書の様式により、道に報告する。

(20頁・表・6行)

【収集・報告すべき情報】

- | |
|---|
| 1 避難住民・負傷住民 |
| ① 氏名 |
| ② フリガナ |
| ③ 出生の年月日 |
| ④ 男女の別 |
| ⑤ 住所 |
| ⑥ 国籍 |
| ⑦ ①～⑥のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。） |
| ⑧ 負傷（疾病）の該当 |
| ⑨ 負傷又は疾病の状況 |
| ⑩ 現在の居所 |
| ⑪ 連絡先その他必要情報 |
| ⑫ 親族・同居者への回答の希望 |
| ⑬ 知人への回答の希望 |
| ⑭ 親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表の同意 |
| 2 死亡住民 |
| （上記①～⑦に加えて） |
| ⑮ 死亡の日時、場所及び状況 |
| ⑯ 遺体が安置されている場所 |
| ⑰ 連絡先その他必要情報 |

⑱ ①～⑦、⑮～⑰の親族・同居人・知人以外の者への回答の同意

(1) 市における訓練の実施

市は、近隣市町、道、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、道警察、自衛隊との連携による、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう務める。

【市対策本部において集約・整理すべき基礎的資料】

- 住宅地図
(※ 人口分布、世帯数)
- 区域内の道路網のリスト
(※ 避難経路として想定される国道、道道、指導等の道路のリスト)
- 輸送力のリスト
(※ 鉄道、バス等の運送事業者や公共交通機関の保有する輸送力のデータ)
(※ 鉄道網やバス網、保有車両数などのデータ)
- 避難施設のリスト (データベース策定後は、当該データベース)
(※ 避難住民の収容能力や屋内外の別についてのリスト)
- 備蓄物資、調達可能物資のリスト
(※ 備蓄物資の所在地、数量、区域内の主要な民間事業者のリスト)
- 生活関連等施設等のリスト
(※ 避難住民の誘導に影響を与えかねない一定規模以上のもの)

⑱ ①～⑦、⑮～⑰の親族・同居人・知人以外の者への回答の同意

(22頁・26行)

(1) 市における訓練の実施

市は、近隣市町、道、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、道警察、自衛隊との連携を図る。

(24頁・表)

【市対策本部において集約・整理すべき基礎的資料】

- 住宅地図
(※ 人口分布、世帯数)
- 区域内の道路網のリスト
(※ 避難経路として想定される国道、道道、指導等の道路のリスト)
- 輸送力のリスト
(※ 鉄道、バス等の運送事業者や公共交通機関の保有する輸送力のデータ)
(※ 鉄道網やバス網、保有車両数などのデータ)
- 避難施設のリスト (データベース策定後は、当該データベース)
(※ 避難住民の収容能力や屋内外の別についてのリスト)
- 備蓄物資、調達可能物資のリスト
(※ 備蓄物資の所在地、数量、区域内の主要な民間事業者のリスト)
- 生活関連等施設等のリスト
(※ 避難住民の誘導に影響を与えかねない一定規模以上のもの)

- 関係機関（国、道、民間事業者等）の連絡先一覧、協定
（※ 特に、地図や各種のデータ等は、市対策本部におけるテレビの大画面上にディスプレイできるようにしておくことが望ましい。）
- 町内会、自主防災組織等の連絡先等一覧
（※ 代表者及びその代理人の者の自宅及び勤務先の住所、連絡先等）
- 消防機関のリスト
（※ 芦別消防署の所在地等及び消防団長の連絡先）
（※ 消防機関の装備資機材のリスト）
- 避難行動要支援者名簿

(3) 高齢者、障がい者等避難行動要支援者への配慮

市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障がい者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成を検討している避難行動要支援者名簿を活用しつつ、避難行動要支援者の避難対策を講じる

その際、避難誘導時において、災害・福祉関係部局を中心とした横断的な「避難行動要支援者支援班」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。

市は、道が行う避難施設の指定に際しては、施設の収容人数、構造、保有設備等の必要な情報を提供するなど道に協力する。

市は、道が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、道と共有するとともに、道と連携して住民に周知する。

- 関係機関（国、道、民間事業者等）の連絡先一覧、協定
（※ 特に、地図や各種のデータ等は、市対策本部におけるテレビの大画面上にディスプレイできるようにしておくことが望ましい。）
- 町内会、自主防災組織等の連絡先等一覧
（※ 代表者及びその代理人の者の自宅及び勤務先の住所、連絡先等）
- 消防機関のリスト
（※ 消防本部・署の所在地等の一覧、消防団長の連絡先）
（※ 消防機関の装備資機材のリスト）
- 災害時要援護者の避難支援プラン

(25頁・5行)

(3) 高齢者、障がい者等災害時要援護者への配慮

市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障がい者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成を検討している避難支援プランを活用しつつ、災害時要援護者の避難対策を講じる

その際、避難誘導時において、災害・福祉関係部局を中心とした横断的な「災害時要援護者支援班」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。

(26頁・22行)

市は、道が行う避難施設の指定に際しては、必要な情報を提供するなど道に協力する。

市は、道が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、道と共有するとともに、道と連携して住民に周知する。

【生活関連等施設の種類の種類及び所管省庁、所管道担当部局】

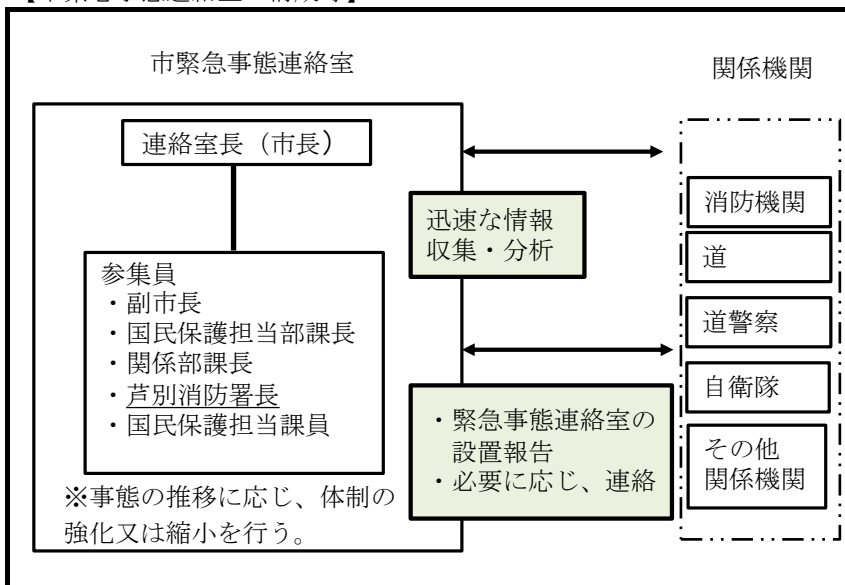
国民保護法施行令第27条	各号	施設の種類の種類	所管省庁名	所管道担当部局
第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省	総務部 危機対策局
	2号	ガス工作物	経済産業省	
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省	
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省	
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省	
	6号	放送用無線設備	総務省	
	7号	水域施設、係留施設	国土交通省	
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省	
	9号	ダム	国土交通省 農林水産省	
第28条	1号	危険物	総務省 消防庁	
	2号	毒劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省	
	3号	火薬類	経済産業省	
	4号	高圧ガス	経済産業省	
	5号	核燃料物質（汚染物質含む。）	原子力 規制委員会	
	6号	核原料物質	原子力 規制委員会	
	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	原子力 規制委員会	
	8号	毒劇薬（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律）	文部科学省	
	9号	電気工作物内の高圧ガス	経済産業省	
	10号	生物剤、毒素	各省庁（主務大臣）	
	11号	毒性物質	経済産業省	

(27頁・表)

【生活関連等施設の種類の種類及び所管省庁、所管道担当部局】

国民保護法施行令第27条	各号	施設の種類の種類	所管省庁名	所管道担当部局
第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省	総務部 危機対策局
	2号	ガス工作物	経済産業省	
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省	
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省	
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省	
	6号	放送用無線設備	総務省	
	7号	水域施設、係留施設	国土交通省	
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省	
	9号	ダム	国土交通省 農林水産省	
第28条	1号	危険物	総務省 消防庁	
	2号	毒劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省	
	3号	火薬類	経済産業省	
	4号	高圧ガス	経済産業省	
	5号	核燃料物質（汚染物質含む。）	文部科学省 経済産業省	
	6号	核原料物質	文部科学省 経済産業省	
	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	文部科学省	
	8号	毒劇薬（薬事法）	文部科学省	
	9号	電気工作物内の高圧ガス	経済産業省	
	10号	生物剤、毒素	各省庁（主務大臣）	
	11号	毒性物質	経済産業省	

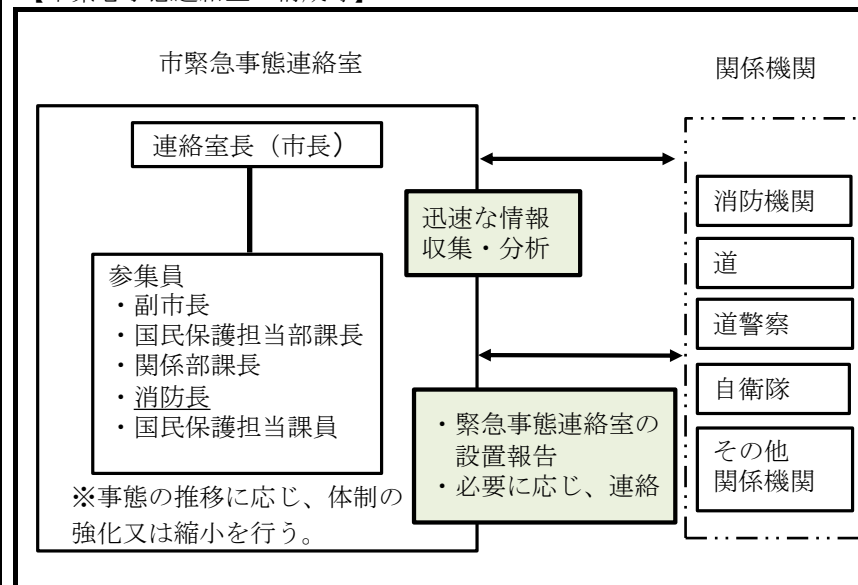
【市緊急事態連絡室の構成等】



※ 住民からの通報、道からの連絡その他の情報により、市職員が当該事案の発生を把握した場合は、直ちにその旨を市長及び幹部職員等に報告するものとする。

芦別消防署においても、通報を受けた場合の情報伝達の体制を確立するものとする。

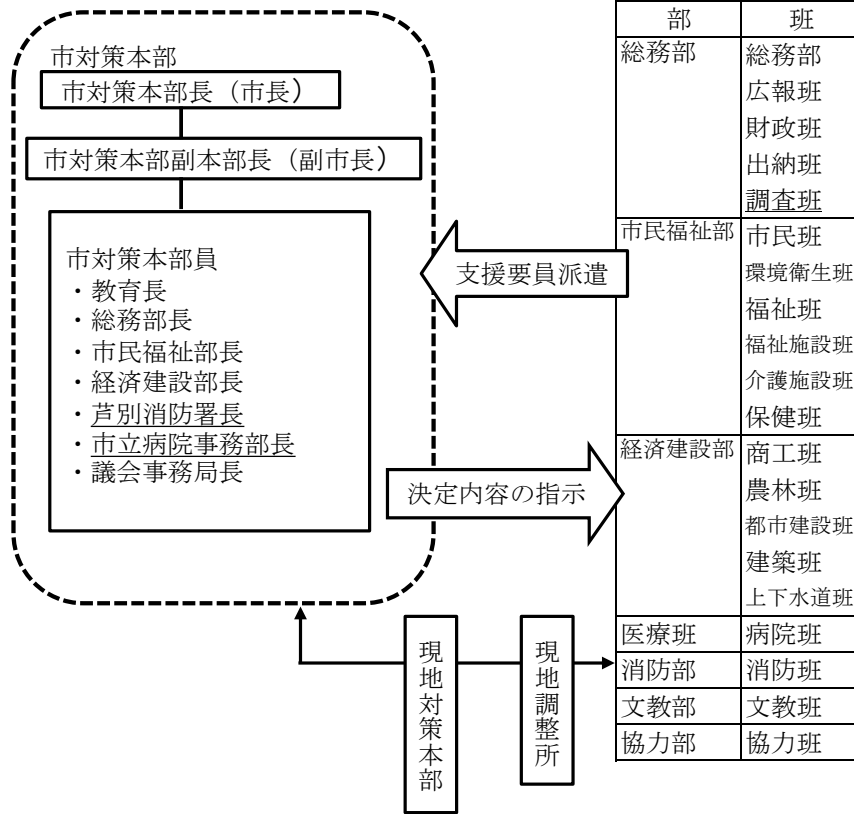
【市緊急事態連絡室の構成等】



※ 住民からの通報、道からの連絡その他の情報により、市職員が当該事案の発生を把握した場合は、直ちにその旨を市長及び幹部職員等に報告するものとする。

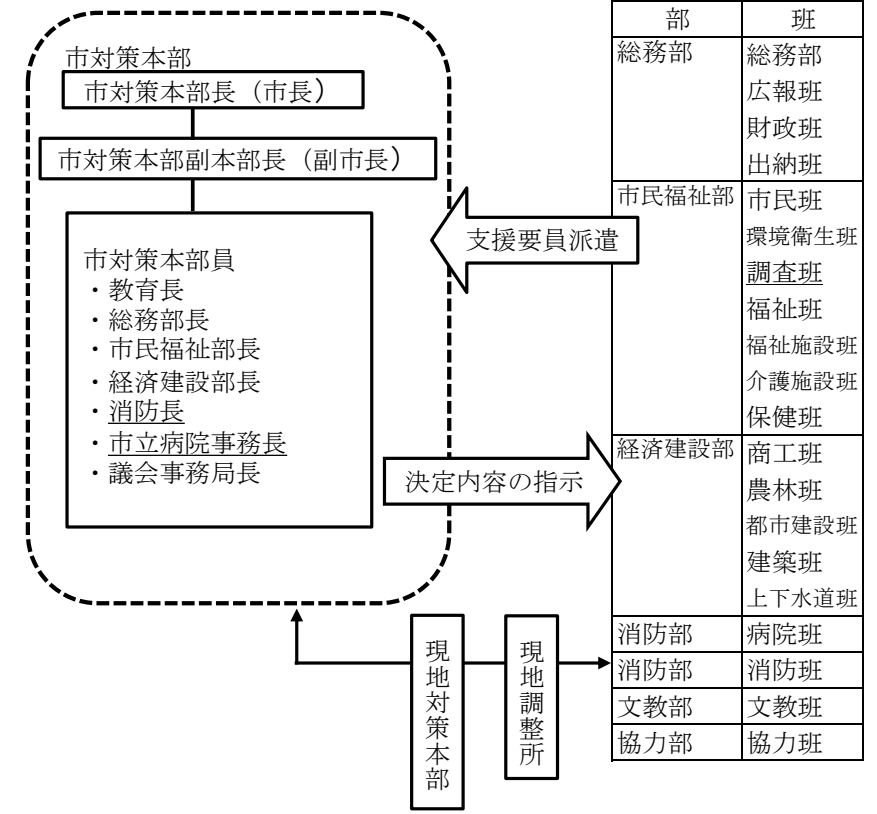
消防本部においても、通報を受けた場合の情報伝達の体制を確立するものとする。

【市対策本部の組織及び機能】



(34頁・図)

【市対策本部の組織及び機能】



【武力攻撃事態等における各部署の主な役割】

	班 名	武力攻撃事態等における業務
総務部	総務班 (総務課)	<ul style="list-style-type: none"> ・市緊急事態連絡室及び市対策本部に関すること ・市対策本部長が決定した方針に基づく各部の具体的な指示に関すること ・市が行う国民保護措置の調整に関すること ・避難実施要領の策定に関すること ・特殊標章等の交付に関すること ・道及び他の市町村に対する応援要請に関すること ・道を通じた指定行政機関の長等への措置要請、自衛隊の部隊等の派遣要請に関すること など
	広報班 (企画政策課)	<ul style="list-style-type: none"> ・住民等に対する警報等の伝達又は通知に関すること ・報道機関との連絡調整に関すること ・被災情報の収集及び発表に関すること など
	財政班 (財政課)	<ul style="list-style-type: none"> ・国民保護措置に関する予算その他財政に関すること ・救援物資の調達及び受け入れに関すること ・私有財産の応急利用に関すること など
	出納班 (会計課)	<ul style="list-style-type: none"> ・国民保護に関する金銭（義援金等の受入れを含む。）の出納及び保管に関すること など
	調査班 (税務課)	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者の実態調査に関すること ・被災者に対する市税の減免等に関すること など

【武力攻撃事態等における各部署の主な役割】

	班 名	武力攻撃事態等における業務
総務部	総務班 (総務課)	<ul style="list-style-type: none"> ・市緊急事態連絡室及び市対策本部に関すること ・市対策本部長が決定した方針に基づく各部の具体的な指示に関すること ・市が行う国民保護措置の調整に関すること ・避難実施要領の策定に関すること ・特殊標章等の交付に関すること ・道及び他の市町村に対する応援要請に関すること ・道を通じた指定行政機関の長等への措置要請、自衛隊の部隊等の派遣要請に関すること など
	広報班 (企画課、 政策推進課)	<ul style="list-style-type: none"> ・住民等に対する警報等の伝達又は通知に関すること ・報道機関との連絡調整に関すること ・被災情報の収集及び発表に関すること など
	財政班 (財政課)	<ul style="list-style-type: none"> ・国民保護措置に関する予算その他財政に関すること ・救援物資の調達及び受け入れに関すること ・私有財産の応急利用に関すること など
	出納班 (会計課)	<ul style="list-style-type: none"> ・国民保護に関する金銭（義援金等の受入れを含む。）の出納及び保管に関すること など
	市民班 (市民課)	<ul style="list-style-type: none"> ・安否情報の照会、整理に関すること ・被災地における交通安全対策に関すること など

市民福祉部	市民班 (市民課)	・安否情報の照会、整理に関する事 ・被災地における交通安全対策に関する 事 など
	環境衛生班 (市民課)	・廃棄物の処理に関する事 ・被災地の環境保全に関する事 ・埋葬、火葬に関する事 など
	福祉班 (福祉課)	・日本赤十字社北海道支部芦別市地区と の連絡調整に関する事 ・ボランティア等の支援に関する事 ・高齢者、障がい者その他特に配慮を要 する者の安全確保及び支援体制の整備に 関する事 など
	福祉施設班 (児童課)	・保育園児等の避難、誘導等の安全確保 に関する事 ・施設の安全確保に関する事 など
	介護保険班 (介護高齢課)	・施設入所者等の避難、誘導等の安全確 保に関する事 ・施設の安全確保に関する事 など
	保健班 (健康推進課)	・感染症の予防。対策に関する事 ・保健所との連絡調整に関する事 ・医師会その他医療関係団体との連絡調 整に関する事 など

	班 名	武力攻撃事態等における業務
	商工班 (商工観光課)	・商工労働団体との連絡調整に関する 事 ・観光施設、商工関係施設の被害調査及 び復旧対策に関する事 ・生活関連物資の価格安定供給に関する 事 など

市民福祉部	環境衛生班 (市民課)	・廃棄物の処理に関する事 ・被災地の環境保全に関する事 ・埋葬、火葬に関する事 など
	調査班 (税務課)	・被災者の実態調査に関する事 ・被災者に対する市税の減免等に関する 事 など
	福祉班 (福祉課)	・日本赤十字社北海道支部芦別市地区と の連絡調整に関する事 ・ボランティア等の支援に関する事 ・高齢者、障がい者その他特に配慮を要 する者の安全確保及び支援体制の整備に 関する事 など
	福祉施設班 (児童課)	・保育園児等の避難、誘導等の安全確保 に関する事 ・施設の安全確保に関する事 など
	介護保険班 (介護保険課)	・施設入所者等の避難、誘導等の安全確 保に関する事 ・施設の安全確保に関する事 など
	保健班 (健康推進課)	・感染症の予防。対策に関する事 ・保健所との連絡調整に関する事 ・医師会その他医療関係団体との連絡調 整に関する事 など

(36頁・表)

	班 名	武力攻撃事態等における業務
	商工班 (商工観光課)	・商工労働団体との連絡調整に関する 事 ・観光施設、商工関係施設の被害調査及 び復旧対策に関する事 ・生活関連物資の価格安定供給に関する 事 など

経済建設部	農林班 (農林課)	・農業関係団体との連絡調整に関する事 と ・農業関係の被害調査に関する事 など
	都市建設班 (都市建設課)	・建設関係団体との連絡調整に関する事 と ・道路、橋りょう及び河川の被害調査及 び復旧対策に関する事 ・公園等の被害調査及び復旧対策に関する 事 など
	建築班 (都市建設課)	・応急仮設住宅の建設に関する事 ・公営住宅及び市営住宅の被害調査及び 対策に関する事 など
	上下水道班 (上下水道課)	・応急給水に関する事 ・水の安定的な供給に関する事 ・上下水道施設の被害調査及び復旧対策 に関する事 など
医療部	病院班 (市立芦別病院)	・被災者の応急医療等に関する事 ・医療、医薬品の供給体制の整備に関する 事 など
消防部	消防班 (芦別消防署)	・住民の避難誘導等に関する事 ・武力攻撃災害への対処に関する事 (救急・救助を含む。) など
文教部	文教班 (教育委員会)	・公立学校等への警報の伝達に関する事 と ・児童、生徒の安全確保に関する事 ・教育委員会所管施設の被害調査及び復 旧対策に関する事 ・教育委員会所管施設の応急利用に関する 事 など
協力部	協力班 (議会議務局、選挙 管理委員会事務局、 農業委員会事務局、 監査委員事務局)	他の部(主として総務部)の業務の協力 に関する事。

経済建設部	農林班 (農林課)	・農業関係団体との連絡調整に関する事 と ・農業関係の被害調査に関する事 など
	都市建設班 (都市建設課)	・建設関係団体との連絡調整に関する事 と ・道路、橋りょう及び河川の被害調査及 び復旧対策に関する事 ・公園等の被害調査及び復旧対策に関する 事 など
	建築班 (都市建設課)	・応急仮設住宅の建設に関する事 ・公営住宅及び市営住宅の被害調査及び 対策に関する事 など
	上下水道班 (上下水道課)	・応急給水に関する事 ・水の安定的な供給に関する事 ・上下水道施設の被害調査及び復旧対策 に関する事 など
医療部	病院班 (市立芦別病院)	・被災者の応急医療等に関する事 ・医療、医薬品の供給体制の整備に関する 事 など
消防部	消防班 (消防本部、消防 署)	・住民の避難誘導等に関する事 ・武力攻撃災害への対処に関する事 (救急・救助を含む。) など
文教部	文教班 (教育委員会)	・公立学校等への警報の伝達に関する事 と ・児童、生徒の安全確保に関する事 ・教育委員会所管施設の被害調査及び復 旧対策に関する事 ・教育委員会所管施設の応急利用に関する 事 など
協力部	協力班 (議会議務局、選挙 管理委員会事務局、 農業委員会事務局、 監査委員事務局)	他の部(主として総務部)の業務の協力 に関する事。

① 市長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認められるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める（国民保護等派遣）。また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、努めて自衛隊札幌地方協力本部長又は当市の協議会委員たる第10即応機動連隊長を通じて、陸上自衛隊にあつては北部方面総監、海上自衛隊にあつては大湊地方総監、航空自衛隊にあつては第2航空団指令を介し、防衛大臣に連絡する。

※ 市長は、ホームページ(<http://www.city.ashibetsu.hokkaido.jp/>)に警報の内容を掲載

※ 警報の伝達に当たっては、登録制メール、SNS、広報車等を活用するなどにより行う。

(1) 警報の内容は、緊急情報ネットワークシステム(Em-net)、全国瞬時警報システム(J-ALERT)等を活用し、地方公共団体に伝達される。市長は、全国瞬時警報システム(J-ALERT)と連携している情報伝達手段等により、原則として以下の要領により情報を伝達する。

※ 全国瞬時警報システム(J-ALERT)によって情報が伝達されなかった場合においては、緊急情報ネットワークシステム(Em-net)によって伝達された情報をホームページ等に掲載する等により、周知を図る。

(42頁・5行)

① 市長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認められるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める（国民保護等派遣）。また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、努めて自衛隊札幌地方協力本部長又は当市の協議会委員たる第10普通科連隊長を通じて、陸上自衛隊にあつては北部方面総監、海上自衛隊にあつては大湊地方総監、航空自衛隊にあつては第2航空団指令を介し、防衛大臣に連絡する。

(45頁・図・付記)

※ 市長は、ホームページ(<http://www.city.ashibetsu.hokkaido.jp/>)に警報の内容を掲載

※ 警報の伝達に当たっては、広報車等を活用するなどにより行う。

(46頁・2行)

(1) 警報の内容の伝達方法については、当面の間は、現在市が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行う。

- (2) 市長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達できるよう、体制の整備に努める。

この場合において、芦別消防署は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、町内会や避難行動要支援者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を生かした効率的な伝達が行われるように配慮する。

また、市は、道警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声器や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、道警察と緊密な連携を図る。

- (3) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、避難行動要支援者について、防災・福祉部局との連携の下で避難行動要支援者名簿を活用するなど、避難行動要支援者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。

- (3) 避難実施要領の策定における考慮事項

避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮する。

- ① 避難の指示の内容の確認
(地域毎の避難の時期、優先度、避難の形態)
- ② 事態の状況の把握 (警報の内容や被災情報の分析)
(特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案)
- ③ 避難住民の概数把握
- ④ 誘導の手段の把握 (屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難 (運送事業者である指定地方公共機関等による運送))

(46頁・15行)

- (2) 市長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達できるよう、体制の整備に努める。

この場合において、消防本部は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、町内会や災害時要援護者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を生かした効率的な伝達が行われるように配慮する。

また、市は、道警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声器や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、道警察と緊密な連携を図る。

(46頁・25行)

- (3) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、災害時要援護者について、防災・福祉部局との連携の下で避難支援プランを活用するなど、災害時要援護者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。

(49頁・1行)

- (3) 避難実施要領の策定における考慮事項

避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮する。

- ① 避難の指示の内容の確認
(地域毎の避難の時期、優先度、避難の形態)
- ② 事態の状況の把握 (警報の内容や被災情報の分析)
(特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案)
- ③ 避難住民の概数把握
- ④ 誘導の手段の把握 (屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難 (運送事業者である指定地方公共機関等による運送))

- ⑤ 輸送手段の確保の調整（※ 輸送手段が必要な場合）
（道との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定）
- ⑥ 要支援者の避難方法の決定（避難行動要支援者名簿、避難行動要支援者支援班の設置）
- ⑦ 避難経路や交通規制の調整（具体的な避難経路、道警察との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整）
- ⑧ 職員の配置（各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定）
- ⑨ 関係機関との調整（現地調整所の設置、連絡手段の確保）
- ⑩ 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整（道対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応）

(1) 市長による避難住民の誘導

市長は、避難実施要領で定めるところにより、当該市の職員並びに消防団長及び芦別消防署長を指揮し、避難住民を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、町内会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。

また、市長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。また、職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然として態度での活動を徹底させ、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させる。

なお、夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど住民の不安軽減のための必要な措置を講ずる。

- ⑤ 輸送手段の確保の調整（※ 輸送手段が必要な場合）
（道との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定）
- ⑥ 要援護者の避難方法の決定（避難支援プラン、災害時要援護者支援班の設置）
- ⑦ 避難経路や交通規制の調整（具体的な避難経路、道警察との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整）
- ⑧ 職員の配置（各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定）
- ⑨ 関係機関との調整（現地調整所の設置、連絡手段の確保）
- ⑩ 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整（道対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応）

(50頁・2行)

(1) 市長による避難住民の誘導

市長は、避難実施要領で定めるところにより、当該市の職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、避難住民を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、町内会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。

また、市長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。また、職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然として態度での活動を徹底させ、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させる。

なお、夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど住民の不安軽減のための必要な措置を講ずる。

(2) 消防機関の活動

芦別消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、避難行動要支援者の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。

消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、芦別消防署連携しつつ、自主防災組織、町内会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、避難行動要支援者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。

(6) 大規模集客施設等における避難

市は、大規模集客施設や旅客輸送関連施設の施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとる。

(7) 高齢者、障がい者等への配慮

市長は、高齢者、障がい者等の避難を万全に行うため、避難行動要支援者支援班を設置し、社会福祉協議会、民生委員、介護保健制度関係者、障がい者団体等と協力して、避難行動要支援者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする（「避難行動要支援者名簿」を活用しながら対応を行う。その際、民生委員と社会福祉協議会との十分な協議の上、その役割を考える必要がある。）。

(ゲリラ・特殊部隊による攻撃等に際しては、被害が局地的、限定的なものにとどまることも多いことから、時間的余裕がなく、移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として検討せざるを得ない場合もあり得る。)

(50頁・16行)

(2) 消防機関の活動

消防本部及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、自力歩行困難な災害時要援護者の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。

消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部及び消防署と連携しつつ、自主防災組織、町内会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、災害時要援護者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。

(51頁・25行)

(新設)

(6) 高齢者、障がい者等への配慮

市長は、高齢者、障がい者等の避難を万全に行うため、災害時要援護者支援班を設置し、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度担当者、障がい者団体等と協力して、災害時要援護者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。

(ゲリラ・特殊部隊による攻撃等に際しては、被害が局地的、限定的なものにとどまることも多いことから、時間的余裕がなく、移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として検討せざるを得ない場合もあり得る。)

(8) 残留者等への対応

(9) 避難所等における安全確保等

(10) 動物の保護等に関する配慮

(11) 通行禁止措置の周知

(12) 道に対する要請等

(13) 避難住民の運送等の求め等

(14) 避難住民の復帰のための措置

※ 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難であり、また、弾道ミサイルの主体（国又は国に準じる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。

このため、市は、弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動がとることができるよう、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるとともに、弾道ミサイルが発射された場合には、すべての市町村に着弾の可能性があり得るものとして、対応を考える必要がある。

また、急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとるものとする。

(51頁・33行)

(7) 残留者等への対応

(52頁・3行)

(8) 避難所等における安全確保等

(52頁・7行)

(9) 動物の保護等に関する配慮

(52頁・14行)

(10) 通行禁止措置の周知

(52頁・17行)

(11) 道に対する要請等

(52頁・25行)

(12) 避難住民の運送等の求め等

(52頁・32行)

(13) 避難住民の復帰のための措置

(53頁・19行)

※ 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。

このため、弾道ミサイルの主体（国又は国に準じる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。このため、すべての市町村に着弾の可能性があり得るものとして、対応を考える必要がある。

また、急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとるものとする。

(1) 救援の実施

市長は、国民保護法第76条第1項の規定により、知事から、市長が行うこととする知事の権限に属する事務の内容及び当該事務を行うこととする期間についての通知があったときには、次に掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関する措置について関係機関等の協力を得て行う。

- ① 収容施設の供与
- ② 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与
- ③ 医療の提供及び助産
- ④ 被災者の捜索及び救出
- ⑤ 埋葬及び火葬
- ⑥ 電話その他の通信設備の提供
- ⑦ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
- ⑧ 学用品の給与
- ⑨ 遺体の捜索及び処理
- ⑩ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(4) 緊急物資の運送の求め

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、第3編第4章第2の3の(13)に準じて行う。

(1) 救援の基準等

市長は、1の(1)の通知があった場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」(平成25年内閣府省告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。)及び道国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。

(56頁・7行)

(1) 救援の実施

市長は、国民保護法第76条第1項の規定により、知事から、市長が行うこととする知事の権限に属する事務の内容及び当該事務を行うこととする期間についての通知があったときには、次に掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関する措置について関係機関等の協力を得て行う。

- ① 収容施設の供与
- ② 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与
- ③ 医療の提供及び助産
- ④ 被災者の捜索及び救出
- ⑤ 埋葬及び火葬
- ⑥ 電話その他の通信設備の提供
- ⑦ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
- ⑧ 学用品の給与
- ⑨ 死体の捜索及び処理
- ⑩ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(57頁・6行)

(4) 緊急物資の運送の求め

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、第3編第4章第2の3の(12)に準じて行う。

(57頁・17行)

(1) 救援の基準等

市長は、1の(1)の通知があった場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」(平成16年厚生労働省告示第343号。以下「救援の程度及び基準」という。)及び道国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。

市長は、救援の程度及び基準によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合は、知事に対し、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

⑧ 学用品の給与

道と緊密に連携しつつ、小学校児童（盲学校、聾学校及び養護学校（以下「特別支援学校」という。）の小学部児童を含む。）、中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。）の被災状況を情報収集し、学用品（教科書、文房具及び通学用品をいう。）を喪失又は損傷し、就学上支障がある場合は、被害の実情に応じ、学用品を給与する措置を講ずる。

⑨ 遺体の搜索及び処理

ア 遺体の搜索

遺体の搜索について、道警察、消防機関及び自衛隊等と連携して実施する。

イ 遺体の処理

搜索等の結果、武力攻撃災害の際に死亡した者であって社会混乱のため、その遺族が処置を行えない場合又は遺族がいない場合、関係機関と連携し、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理、遺体の一部保存(原則既存の建物)、検案等の処置を行う。

(1) 安否情報の収集

市は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している市が管理する医療機関、諸学校等からの情報収集、道警察への照会などにより安否情報の収集を行う。

市長は、救援の程度及び基準によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合は、知事に対し、厚生労働大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

(60頁・13行)

⑧ 学用品の給与

道と緊密に連携しつつ、小学校児童（盲学校、聾学校及び養護学校（以下「特殊教育諸学校」という。）の小学部児童を含む。）、中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び特殊教育諸学校の中学部生徒を含む。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程、特殊教育諸学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。）の被災状況を情報収集し、学用品（教科書、文房具及び通学用品をいう。）を喪失又は損傷し、就学上支障がある場合は、被害の実情に応じ、学用品を給与する措置を講ずる。

(60頁・22行)

⑨ 死体の搜索及び処理

ア 死体の搜索

死体の搜索について、道警察、消防機関及び自衛隊等と連携して実施する。

イ 死体の処理

搜索等の結果、武力攻撃災害の際に死亡した者であって社会混乱のため、その遺族が処置を行えない場合又は遺族がいない場合、関係機関と連携し、死体の洗浄、縫合、消毒等の処理、死体の一部保存(原則既存の建物)、検案等の処置を行う。

(63頁・2行)

(1) 安否情報の収集

市は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している市が管理する医療機関、諸学校等からの情報収集、道警察への照会などにより安否情報の収集を行う。

安否情報の収集に当たっては、避難住民又は武力攻撃災害により負傷した住民については安否情報省令第1条に規定する様式第1号を武力攻撃災害により死亡した住民については同様式第2号を用いて行う。

また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳等市が平素から行政事務の円滑な遂行のため保有する情報等を活用して行う。

市は、道への報告に当たっては、原則として、安否情報システムを使用する。システムが使用できない場合は、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メールで道に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

(1) 武力攻撃災害への対処

市長は、国や道等の関係機関と協力して、当該市の区域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

(3) 退避の措置に伴う措置等

① 市長は、退避の指示を行ったときは、広報車等により速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。

退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。

安否情報の収集に当たっては、避難住民又は武力攻撃災害により負傷した住民については安否情報省令第1条に規定する様式第1号を武力攻撃災害により死亡した住民については同様式第2号を用いて行う。

また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、外国人登録原票等市が平素から行政事務の円滑な遂行のため保有する情報等を活用して行う。

(63頁・22行)

市は、道への報告に当たっては、原則として、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載し道に送付する。

(65頁・8行)

(1) 武力攻撃災害への対処

市長は、国や等の関係機関と協力して、当該市の区域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

(67頁・3行)

(3) 退避の措置に伴う措置等

① 市は、退避の指示を行ったときは、広報車等により速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。

退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。

消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法（昭和22年法律第226号）、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民の保護するため、消防職団員の活動上の安全確保に配慮しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。

この場合において、芦別消防署は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、消防団長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。

(6) 消防の相互応援に関する出動

市長は、他の被災市町村の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、知事との連絡体制を確保するとともに、芦別消防署長と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。

④ 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、芦別消防署と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。

⑤ 市長又は芦別消防署長は、特に現場で活動する消防職団員等に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させるものとする。

(69頁・6行)

(2) 消防機関の活動

消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法（昭和22年法律第226号）、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民の保護するため、消防職団員の活動上の安全確保に配慮しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。

この場合において、消防本部及び消防署は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、消防長及び消防署長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。

(69頁・30行)

(6) 消防の相互応援に関する出動

市長は、他の被災市町村の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、知事との連絡体制を確保するとともに、消防長と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。

(70頁・18行)

④ 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防本部と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。

(70頁・21行)

⑤ 市長又は消防長は、特に現場で活動する消防職団員等に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させるものとする。

法第108条第1項	対象物件等	措 置
1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止
3号	遺体	・移動の制限 ・移動の禁止
4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄
5号	建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖
6号	場所	・交通の制限 ・交通の遮断

1.	(略)
2.	(略)
3.	当該措置の対象となった物件、生活の用に供する水又は遺体（上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合には、当該措置の対象となる建物又は場所）
4.	(略)
5.	(略)

(74頁・表)

法第108条第1項	対象物件等	措 置
1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止
3号	死体	・移動の制限 ・移動の禁止
4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄
5号	建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖
6号	場所	・交通の制限 ・交通の遮断

(75頁・表)

1.	当該措置を講ずる旨
2.	当該措置を講ずる理由
3.	当該措置の対象となった物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合には、当該措置の対象となる建物又は場所）
4.	当該措置を講ずる時期
5.	当該措置の内容

(2) 廃棄物処理対策

- ① 市は、地域防災計画の定めに基づいて、「災害廃棄物対策指針」（平成30年3月環境省環境再生・資源循環局 災害廃棄物対策室）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。

(2) 特殊標章等の交付及び管理

市長及び苜別消防署長は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制担当）通知）」に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。

- ① 市長
- ・ 市の職員で国民保護措置に係る職務を行うもの
 - ・ 消防団長及び消防団員
 - ・ 市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
 - ・ 市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者
- ② 苜別消防署長
- ・ 苜別消防署長の所轄する消防職員で国民保護措置に係る職務を行うもの
 - ・ 苜別消防署長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
 - ・ 苜別消防署長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(77頁・15行)

(2) 廃棄物処理対策

- ① 市は、地域防災計画の定めに基づいて、「震災廃棄物対策指針」（平成10年厚生省生活衛生局作成）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。

(80頁・1行)

(2) 特殊標章等の交付及び管理

市長及び消防長は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制担当）通知）」に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。

- ① 市長
- ・ 市の職員（消防長の所轄の消防職員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行うもの
 - ・ 消防団長及び消防団員
 - ・ 市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
 - ・ 市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者
- ② 消防長
- ・ 消防長の所轄する消防職員で国民保護措置に係る職務を行うもの
 - ・ 消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
 - ・ 消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

第5編

市国民保護計画が対象としている緊急処理事態については、第1編第6章2に掲げるとおりである。

市は、緊急処理事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、緊急処理事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急処理事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、原則として武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

(84頁・3行)

市国民保護計画が対象としている緊急処理事態については、第1編第5章2に掲げるとおりである。

市は、緊急処理事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、緊急処理事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急処理事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、原則として武力攻撃事態等への対処に準じて行う。